

学習院大学学則（抜粋）

第25条 入学の時期は学年の始めとする。

第27条 入学は、検定によってこれを決定する。入学検定の方法は、別に定めるところによる。

第30条 本大学に入学を志願する者は、所定の手続をふみ、かつ別表1に定める入学検定料を納付しなければならない。

2 編入学についても前項に準ずる。

3 既納の入学検定料は返付しない。

第34条 本大学を退学した者が、再入学を志願する場合は、選考の上退学時に在籍していた学科に限り、これを許可することがある。

2 前項により入学を許可された者に対しては、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させがある。

3 本条による再入学については、第30条第1項及び第3項並びに第31条の規定を準用する。

第35条 病気その他やむを得ない理由により3カ月以上欠席しようとする者は、学長の許可を得て休学することができる。病気による場合には、医師の診断書を提出しなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き休学を要する者は、許可を得てさらに1年間休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

第36条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第37条 願出期日より3カ月以内に休学理由が消滅した場合には、届出により遡って休学許可を取り消す。

第38条 休学に関して第35条ないし第37条の定めるほかは、別に定めるところによる。

第39条 病気その他の理由で退学しようとする者は、理由を付し、保証人が連署して学長に願い出なければならない。病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第40条 削除

第41条 外国の大大学への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は、原則として1年間とする。ただし、特別の理由がある場合には、さらに1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。

3 留学の許可を得た者については、その留学期間を在学年数に算入する。

4 留学の許可を得た者が、留学した大学において修得した単位については、教授会の議を経て、30単位を限度として本大学において修得したものとして認定することができる。

5 留学の許可を得た者については、留学期間中の本大学における授業料その他納付金を減免する。

6 留学についての細目は、別に定めるところによる。

第61条 本大学の学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて2学期とし、第1学期・第2学期と称する。

第1学期 4月1日から9月23日まで

第2学期 9月24日から3月31日まで

第 62 条 授業を行わない日は、次の通りとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律による祝日と休日
- 三 開学記念日 5月 15 日
- 四 開院記念日 10月 17 日
- 五 春季休業 4月 1 日から 4月 7 日まで
- 六 夏季休業 8月 1 日から 9月 23 日まで
- 七 冬季休業 12月 21 日から 1月 7 日まで

2 学長は臨時に授業を行わない日を定め、若しくは前項に定められた日を変更することができる。

第 63 条 学長は、特に必要があるときは、前条第 1 項に定める日であっても授業を行う日とすることができる。

第 66 条 学生は、在学中に授業料その他の納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

第 67 条 休学を許可された者の授業料及び維持費は、その者が納付すべき額の半額とし、研究実験費は免除する。

第 68 条 既納の授業料その他の納付金は返付しない。ただし、年額の授業料を納付している者が第 1 学期に退学する場合、所定の手続きにより、第 2 期分の授業料を返付することができる。

第 69 条 学長は、特に推奨すべき行為のあった学生を表彰することができる。

第 70 条 学生が、本大学の規則若しくは命令に背き又は学生の本分に反する行為を行った場合には、当該学部教授会の議を経て学長が懲戒を加える。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 71 条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 二 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促を受けても納付しない者

第 96 条 学生は、別に定める規定にしたがって次の施設を利用することができる。

- 一 学寮
- 二 集会施設
輔仁会館
- 三 生活相談施設
学生相談室
- 四 保健施設
保健センター
- 五 運動施設
- 六 課外活動施設
黎明会館
富士見会館

七 山岳施設

- 光徳小屋（奥日光）
- 妙高高原寮（池の平）
- 蛇子沢小屋（蛇子沢）

八 臨海施設

- 沼津游泳場（沼津）

九 校外教育施設

- 西田幾多郎博士記念館（学習院寸心荘）（鎌倉）

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学部ドイツ文学科及びフランス文学科の平成 17 年 4 月 1 日以前入学者並びに平成 18・19 年度第 3 年次編入学者については、従前の例による。
- 3 第 50 条の規定にかかわらず、文学部ドイツ文学科及びフランス文学科の平成 17 年 4 月 1 日以前入学者並びに平成 18・19 年度第 3 年次編入学者の学位は、次のとおりとする。
 - ドイツ文学科 学士（ドイツ文学）
 - フランス文学科 学士（フランス文学）
- 4 平成 19 年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表 2 又は別表 3 を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 英米文学科の学科名称変更に係る改正中、平成 20 年 3 月 31 日に英米文学科に在籍するものについては、当該学科に在籍しなくなるまでの間、従前の例による。
- 3 改正後の第 18 条の規定は、平成 20 年度以後の入学者について適用し、平成 19 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 第 50 条の規定にかかわらず、文学部英米文学科の平成 19 年度以前入学者並びに平成 21 年度以前第 3 年次編入学者の学位は、次のとおりとする。
 - 英米文学科 学士（英米文学）
- 5 平成 20 年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表 2 を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度以降の入学者の納付金について、施行日前に納付する場合にも別表 2 又は別表 3 を適用する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前の入学者の納付金については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。